

# 会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第18回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成21年5月22日(金)午後3時00分～午後4時45分		
開催場所	小金井市市民会館萌え木ホールA会議室		
出席者	委員長 坪郷 實 委員 副委員長 浅野 智彦 委員 委員 金子 修二 委員 須内 勝子 委員 持永 利之 委員 森実 邦明 委員 境 智子 委員 高岡 裕 委員 内藤 治誠 委員 本多 龍雄 委員  欠席委員 石黒めぐみ 委員 上原 秀則 委員		
市長	稲葉 孝彦		
事務局	長期総合計画等担当部長	伊藤 茂男	
	企画政策課長	天野 建司	
	企画政策課調整担当課長補佐	高橋 啓之	
	企画政策課主査	吉川 まほろ	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可                      一部不可                      不可		
傍聴者数	1人		
<b>【会議次第】</b> 1 開 会 2 委嘱状の交付 3 委員長の互選について 4 副委員長の互選について 5 市民参加条例の概要について 6 推進会議の運営等について (1) 会議録作成の基本方針 (2) 推進会議の開催時刻等 7 市民参加条例運用状況等について (1) 市長の諮問事項 小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）付則第2項について (2) 市民参加推進会議の検討事項 (3) その他 8 次回推進会議の開催日について			
<b>【会議結果】</b> ■開会 ■委嘱状の交付 ■市長挨拶 ■自己紹介 ■委員長、副委員長の互選			会議録ページ P 1 P 1 P 2 P 2 P 5

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市長からの諮問</li> </ul>	P 7
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民参加条例の概要について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画政策課長より説明</li> </ul> </li> </ul>	P 7
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 推進会議の運営等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画政策課長より説明</li> </ul> </li> </ul>	P 1 0
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 推進会議の運営等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議録作成の基本方針 全文記録の公開を基本とするが、全体の流れがわかりやすいように、会議録の冒頭に要点をまとめたものを添付する。</li> <li>・ 推進会議の開催時刻等 委員の出席しやすい時間等を協議し決定した。</li> </ul> </li> </ul>	P 1 0
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民参加条例運用状況等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長の諮問事項について 諮問の概要について、事務局より説明。</li> </ul> </li> </ul>	P 1 4
<p>【質 疑】</p>	
<p>○市長の諮問書の説明があったが、具体的にはこの会議の中でどうということをするのか、市民参加条例の中に市民投票を書き込むよりも、たとえば市民投票条例のような新しい物を作ったほうがよいと提案するのか、あるいは、このままでよいという結論なのか。そういうことを審議すればよいということなのか。</p>	P 1 7
<p>○この改正条例は市民参加推進会議の委員がいないうちに決まったと。推進会議の委員としてはこの条例を、留守中にいじられたという感じで、非常に憤慨しているというか納得がいかない。これは、地方自治法の議員提案で決まったということで、いたし方ないことなのだが、それならば、あくまでも議員提案として処理してもらいたい。市民参加条例の中で処理してもらいたくはない。</p>	
<p>○提言を求めるということであるから、この市長の諮問書を我々がどう理解して、どういう結論を出そうかということ、論点整理をしながらやらないと何が具体的な課題なのかということが今の時点では確定できない。これについては今後、議論をした上で我々がどのようなまとめをするのか提言書をまとめるのかどうかということ審議したい。</p>	
<p>○これは、重大な問題なので、条例改正案をよく読みじっくりやって答申したい。</p>	
<p>○公募委員の応募のときにももらった資料に前期の会議の議題に市民投票について討議されたと上がっているのだが、これは</p>	

<p>今回の改正とは全く関係ないことなのか。</p> <p>○前期の委員会の審議のまとめとしては、現行の条例のままで良い。ということで一応まとまっているので、前期の委員の中では、今回のような議員提案については想像もできなかったということである。</p> <p>○その時の審議の概要についても、情報を共有しながら次回の議題として考えることにしたい。</p> <p>・市民参加推進会議の検討事項について 市長からの諮問書が出ているので、そちらを先行して審議事項にし、その後前期から申し送られた検討事項について審議していくこととする。</p> <p>■次回日程 7月17日（金）18：00～</p>	<p>P 2 1</p>
<p><b>【提出資料】</b></p> <p>1 小金井市市民参加条例施行規則</p> <p>2 小金井市市民参加条例等概要</p> <p>3 市民参加推進会議の検討事項（案）</p> <p>4 議員案第16号資料 小金井市市民参加条例の一部を改正する条例新旧対象表</p> <p>5 議員案第2号資料 小金井市市民参加条例の一部を改正する条例新旧対象表</p> <p>6 修正案資料 議員案第2号小金井市市民参加条例の一部を改正する条例新旧対象表</p> <p>7 議員案第2号小金井市市民参加条例の一部を改正する条例に係る再議書</p> <p>8 諮問書</p>	

第18回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成21年5月22日（金）午後3時00分～午後4時45分

場 所 小金井市市民会館 萌え木ホールA会議室

出席委員 10人

委員長 坪 郷 實 委員

副委員長 浅 野 智 彦 委員

委 員 金 子 修 二 委員 須 内 勝 子 委員

持 永 利 之 委員 森 実 邦 明 委員

境 智 子 委員 高 岡 裕 委員

内 藤 治 誠 委員 本 多 龍 雄 委員

欠席委員 石 黒 めぐみ 委員 上 原 秀 則 委員

---

市 長 稲 葉 孝 彦

---

事務局職員

長期総合計画等担当部長 伊 藤 茂 男

企画政策課長 天 野 建 司

企画政策課調整担当課長補佐 高 橋 啓 之

企画政策課主査 吉 川 まほろ

---

傍 聴 者 1人

（午後3時00分開会）

◎天野企画政策課長 まだ石黒委員がお見えではございませんが、時間となりましたので始めさせていただきます。

それでは、大変お待たせいたしました。ただいまから、第18回小金井市市民参加推進会議を開催いたします。議事に入るまで司会進行を務めさせていただきます企画政策課長の天野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。はじめに委嘱状の交付を行いますので、よろしくお願いいたします。

（委嘱状交付）

◎天野企画政策課長 委嘱状の交付は終わりました。

続きまして、稲葉小金井市長からごあいさつ申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

◎**稲葉市長** 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、市民参加推進会議にご出席をいただきましてありがとうございます。また、委嘱状を交付させていただきました。早く委員を受けていただいたことに感謝申し上げます。

平成16年4月1日から施行しました小金井市の市民参加条例です。市民の皆様のさまざまな意見を市政に反映し、市民と市との共存によるまちづくりを推進するために、この条例は制定されています。平成11年に市長に初当選させていただきましたが、その際のマニフェストにおいても、市民参加条例の制定を掲げさせていただいておりまして、もう10年がたつことになります。

平成17年から第1期、平成19年から第2期に引き続き、第3期の委員として皆様にお集まりいただきました。市民参加推進会議は市民参加条例の適正な運用状況を審議するための機関として設けているものでございます。市政と市民参加のあり方につきまして、活発なご議論をお願いしたいと考えております。

特に、議会から宿題をいただいておりますので、後ほど諮問をさせていただきますが、市民投票、住民投票についてのご審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。委員の委嘱に当たりまして、簡単でございますがあいさつさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎**天野企画政策課長** どうもありがとうございました。委員委嘱の関係でご説明いたします。

推進会議の委員の任期につきましては、本日から2年間となります。なお、承諾書等の書類につきましては、お帰りの際、お渡しください。

それでは本日は、第3期、推進会議第1回目の会議でございますので、ここで各委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。では、順番にお名前を申し上げますので、一人ずつ自己紹介をお願いいたします。最初に学識経験者委員の坪郷先生からお願いいたします。

◎**坪郷委員** 坪郷でございます。よろしくお願いいたします。公募市民の方も市民団体の代表の方もおられるので、私が最初に自己紹介をするのも不思議かも知れません。最初、口火を切るのはなかなか難しいかも知れませんので、そのつもりで最初にごあいさつさせていただきます。

現在、早稲田大学の社会科学部の教授をしております。専門は政治学で、政治参加とか、最近のNPOや市民活動の研究をしております。日本とヨーロッパなどの比較をしております。

小金井の市民になったのが約14年前でしょうか。ですから、東町に住んで14年で、中央線で通勤をしております。ということで、推進会議よろしくお願いいたします。

◎**天野企画政策課長** ありがとうございます。

続きまして、学識経験者委員の浅野先生、お願いいたします。

◎**浅野委員** 浅野といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

線路の向こう側にあります東京学芸大学で社会学を教えております。ここしばらく若者の生活と意識について調査をやってきておりまして、その関係でこちらにお呼びいただいたのだと

理解しております。

私も、小金井に引っ越してきましたのはちょうど十四、五年ぐらい前でしょうか。最初に中町にいまして、その後本町、その後、今、緑町という形で市内を転々としておりまして、職住近接ですので、小金井市に滞在する時間が非常に長い生活を送っております。

どうぞよろしく願いいたします。

◎天野企画政策課長 ありがとうございます。

続きまして、市民委員の金子委員、お願いします。

◎金子委員 金子でございます。2年ほど前に、協働推進の基本指針、あの会合に市の方からお誘いがありまして、出席させていただいたのが、行政の皆さんに初めて加わった経緯でございまして、それ以降、協働ということに個人的にも大変興味と言っては失礼なのですが、関心を持ちまして、2年間、私なりに勉強させていただいたつもりでございます。

よろしくをお願いします。

◎天野企画政策課長 ありがとうございます。続きまして、須内委員、お願いします。

◎須内委員 応募市民でまいりました須内勝子と申します。よろしくをお願いします。

小金井市には子供の学校の関係で6年ほど前にまいりました。緑が豊かで大変すばらしい町で、小金井が大好きになっております。どうぞよろしく願いいたします。

◎天野企画政策課長 ありがとうございます。

それでは、持永委員、お願いいたします。

◎持永委員 貫井北町三丁目に住んでおります持永と申します。6年前に出版社を定年によって退社しまして、特に今は仕事等はしておりません。この会議に参加させていただいたのは、市政の主役は市民ですという前文から始まる市民参加条例、既に、施行されて5年たつわけですが、果たして市民参加の条例が小金井の市民に浸透しているかどうか、こういう条例の存在をご存じかどうかと思いましたときに、まだまだだなという感じがするわけです。

特に、市民が市政にどのように参加していくのか、どういう方法があるのか、行政のほうはどのような窓口、どういうプログラムをもって市民に参加してもらおうのかという基本的なことがどうもよくわからない。

パブリックコメントをやっても、委員の公募をやっても、あまり反応がない現状を伺っております。そこで、委員として、この場で、少しでも市民の方々がこの条例に興味を持っただき、市政に一人でも多くの方が参加させていただければという思いでまいった次第でございます。

未熟でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

◎天野企画政策課長 ありがとうございます。

続きまして、森実委員、お願いします。

◎森実委員 東町に住んでおります。その前は梶野町にいまして、小金井に住むようになって30年近くになります。その間、こういう推進会議との絡みを申し上げますと、まるっきり

会社人間でございまして、どちらかというと、5割しか住んでない。都心のほうを流れながら30年たつという感じなんです。

この応募を思い立ったきっかけは、昨年市政50周年キャンドルナイトを中心とした一大イベントがありまして、その企画推進をボランティア、公募といいますか、それで参画をしたのが一つです。

今、こちらの推進会議にも参加するようになりましたけれども、まだ現役で仕事をしておりますので、なかなか時間をとれませんけれども、土曜日には緑センターの外国人を対象に日本語教室の講師をやっております。少しずつ、無理をしない範囲で、地元のほうに30年お世話になっているので、何らかのお返しをしなければいけないなと思い至ったのがこちらに応募したきっかけでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

◎天野企画政策課長 ありがとうございます。

続きまして、市民団体代表委員の境委員、お願いします。

◎境委員 貫井南町三丁目、一番はずれの西側に住んでおります境と申します。団体はみどり会と書いてあるのですが、保健センターの中で自主グループとしてできましたグループの代表を一応やらせていただいています。何分にも素人で、こういう会議に出るのも初めてですので、勉強をさせていただきたいと思ひまして参加いたしました。

よろしく申し上げます。

◎天野企画政策課長 ありがとうございます。

続きまして、高岡委員、お願いいたします。

◎高岡委員 本町6丁目の高岡裕と申します。不動産業に従事しております。所属は小金井青年会議所に属しております。昨年、小金井市政50周年のイベントで、夏に市民討議会が行われ、そのときに協働参画というものを勉強させていただきました。今年もまた夏に市民討議会が行われまして、そちらのほうもかかわっております。まだまだ勉強中ですが、よろしく願いいたします。

◎天野企画政策課長 続きまして、内藤委員、お願いいたします。

◎内藤委員 市民団体代表であります内藤治誠でございます。社会福祉協議会から推薦を受けて、今回初めて出させてもらいました。よろしく申し上げます。

私がこの中で小金井市に住んで一番長いのかなと思ひまして、もう40年を超えてございますので。その間に、緑町第四町会、連合町会の役員を10年ちょっとやらせてもらっております。現在、悠友クラブの事務局で市に大変お世話になっております。勉強の意味で出させてもらいますけれども、何もわかりません。よろしくお願いいたします。

◎天野企画政策課長 ありがとうございます。

続いて、市職員の本多委員、お願いいたします。

◎本多委員 皆さん、こんにちは。総務部長の本多でございます。どうぞよろしく願いいた

します。

◎天野企画政策課長 ありがとうございます。なお、市職員の上原企画財政部長でございますが、同時刻にほかの附属機関の会議と重なりまして、まことに申しわけございませんが、本日は欠席させていただいております。以上で委員の自己紹介を終了させていただきます。

引き続きまして、推進会議の事務局の職員を紹介させていただきます。事務局は小金井市役所の企画政策課が担当いたします。企画政策課長補佐の高橋です。

◎高橋企画政策課調整担当課長補佐 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎天野企画政策課長 企画政策課主査の吉川です。

◎吉川企画政策課主査 吉川でございます。よろしくお願いいたします。

◎天野企画政策課長 企画財政部の長期総合計画等担当部長です。

◎伊藤長期総合計画等担当部長 伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

◎天野企画政策課長 最後になりましたけれども、私が企画政策課長の天野でございます。よろしくお願いいたします。

これより、第18回目の推進会議となります。始まります前に、第3期推進会議委員の選考経過等につきまして、簡単にお話しさせていただきたいと思っております。

第2期の委員任期が平成21年1月30日までということから、平成20年11月15日号の市報等によりまして、11月15日から12月15日までを市民公募委員5人及び団体代表委員3人の募集を行いましたところ、市民公募委員は5人に対しまして13人の応募がございました。団体代表委員は応募がございませんでした。

庁内に設置しました選考委員会で選考基準に基づき、選考を行いまして、公募委員5人を決定いたしました。その後、団体代表委員につきましては、各団体の推薦により選出させていただき、学識経験委員、坪郷先生、浅野先生をお願いすることが決定いたしまして、任期満了から4ヶ月弱経過いたしました本日、発足することとなりました。概略ですが、以上報告をさせていただきます。

それでは、委員長長の互選につきまして、よろしくお願いいたします。慣例によりまして、市職委員の本多委員から座長をよろしくお願いいたします。

◎本多委員 それでは慣例でございますので、委員長が決まるまでの間、私が座長ということで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただちに議事に入ります。議題は委員長長の互選についてでございます。委員長長の選出につきましては、市民参加条例第28条第3項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。自薦、他薦等ありましたら、どうぞ。

◎持永委員 学識経験者が、やはり……。

◎本多委員 それでは、今、そういったご意見がありましたので、学識経験委員の中から選出をさせていただけたらと考えてございます。いかがでしょうか。

(「よろしくお願いいたします」の声あり)



◎本多委員 それでは、よろしければ、坪郷委員、いかがでしょうか。

(了解する旨発言あり)

◎本多委員 それでは、坪郷委員に委員長をお願いすることでご確認いただきました。それでは、ここで委員長と交代させていただきたいと思います。

委員長、よろしく願いいたします。

(座長交代)

◎坪郷委員長 学識経験者として、委員長の役割をするということですので、役ではありませんが一生懸命やりたいと思います。よろしく願いいたします。

市民参加推進会議ですので、参加はやはり議論が基本だと思いますので、できるだけ皆さんの議論を積み重ねて、中には対立する意見とか、いろいろと出てくる可能性はあるでしょうけれども、できる限り意見を積み重ねて、お互いいろいろ理解を深めながら、何とか合意をつくっていく、結論を出していくというふうに、できれば努力したいと思います。皆さんもほんとうに忌憚のないご意見、ご発言をいただければと願っております。よろしく願いいたします。

それで、議題がありますので、この進行状況に応じて、大体どういうことを最低確認をして決めなければならないかということが事務局でつくっていただいている内容ですので、これを使いながら進行させていく。これはそれぞれ発言ができるようにつくられたものですので、皆様のご発言、問題提起によっては、それぞれの議論を深めることにしたいと思います。

それで正副委員長の互選が議題ですので、委員長が決まった後は副委員長を決めないといけないと。自薦、他薦問わず、どなたか副委員長をお願いしたいわけですが、いかがでしょうか。

◎持永委員 浅野先生、いかがでしょう。

◎坪郷委員長 今ご推薦がありました。ほかに推薦等はありませんでしょうか。それでは、ご推薦がありましたので、浅野委員に副委員長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◎浅野委員 3号委員が2人、正副委員長を競ってしまったので、バランス一応大丈夫なんではないかと。やや懸念されますが、大丈夫でしょうか。

◎坪郷委員長 浅野委員からそういうご意見がありました、いかがでしょうか。

◎伊藤担当部長 1期のときは、委員長が学識の方で、副委員長が公募委員の女性の方でございました。2期のときは正副とも学識の委員でございました。ですからどなたでも大丈夫です。

◎坪郷委員長 1期、2期はそういう形で決められたということですが、いかがいたしましょう。公募委員の方から選ぶことも1期のときにはやられたということですが。

◎持永委員 浅野先生にやっていただきたいと思います。

◎坪郷委員長 再度ご推薦がありました、浅野委員、いかがですか。

◎浅野委員 わかりました。引き受けさせていただきます。

◎坪郷委員長 それでは、副委員長を浅野委員にお願いします。それでは、ごあいさつをということになっておりますので、簡単によろしく。

◎浅野委員 予想外のことでとまどっているのですけれども、私、若者のことを調べているので、ここにお誘いいただいたと理解しているのですけれども、副委員長ということになりますと、もう少し全体的なことも見渡して考えていかなければいけないのかと、今改めて決意を固めてきたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。それでは、今日の次の議題に入りたいと思います。今日のところは委員長、副委員長もまだ決まっていない段階ですので、事務局で議題の準備をしてくださっております。第1回目の会議ですので、まずは必要最小限の事項を今日は審議をしていくというふうになります。

今回、先ほども事務局から触れられましたが、市長からの諮問がありますので、その点は最初にやりたいのですが、市長はほかの公務がありますので、途中退席をされる必要がありますので、市長からの諮問を先に受けて、その後今日後の議題を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、市長お願いします。

◎稲葉市長 弁解なのですけれども、ノーネクタイ、ノー上着で来ておまして、小金井市役所クールビズということで、5月1日からこのスタイルが標準になっておまして、ちょっと躊躇したのですけれども、間違ったかなと少し反省しているところですが、お許しをいただきたいと思っております。

では、諮問をさせていただきます。

小金井市市民参加推進会議委員長様、小金井市長稲葉孝彦。諮問書。平成21年3月14日開催の平成21年第2回小金井市議会臨時会において、議員提案による小金井市市民参加条例の一部を改正する条例が全会一致で可決され、市民投票に関する条項が改正されました。よって下記について、小金井市市民参加条例第20条の規定による提言を求めます。

記1、小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）付則第2項について。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎坪郷委員長 市長から諮問書をいただきました。諮問書だけでは具体的に何をすればいいのかはものすごくわかりにくいのですが、事務局でごく簡単にご説明いただくことはできますか。内容としてはどういうことをやる諮問なんですか。具体的な内容については後に事務局のお話をいただくということで、まずはこの市民参加推進会議の元になっております市民参加条例の概要について、事務局からご説明をお願いして、この後、さらに議論を進めたいと思います。

それでは、まず事務局より市民参加条例の概要ですね。

◎天野企画政策課長 それでは、最初に市民参加条例の制定過程ということでご説明いたします。市民参加条例につきましては、公募市民の方3人の委員を含めまして、10人の委員で市民参加条例策定委員会を構成し、平成13年8月7日第1回目を開きました。そこで市民参加

条例につきまして、白紙で条例案を検討してほしいということで諮問を行いまして、平成13年度中の答申をいただいていたと考えておりましたけれども、策定委員会の中で条例案にパブリックコメント、あるいはシンポジウム、附属機関委員へのアンケート等を行いまして、委員会開催は全部で12回に及びました。その間に起草委員会を4回開催するという事で、最終的な答申は平成14年10月23日にいただきました。その後、市内の検討委員会で条例案を検討いたしまして、平成15年第1回定例会に提案。可決は第2回定例会、平成15年6月26日に本条例が成立しました。策定委員会の議論につきましては、本日お配りいたしました、今ごらんになっている方もいらっしゃるのですが、こちらの赤い冊子、策定委員会のあゆみの中に詳しく書いてございます。後ほど詳しく読んでいただければ幸いです。

それでは、条例の概要につきまして、お手元の資料2をごらんいただきたいのですが、本年、3月14日の一部改正前のものがございますが、この条例は前文と本文24条、付則が3項までございます。章立てがされておりまして、1章の総則が1条から5条。2章につきましては6条、7条。3章が8条から13条まで。4章以降8章までにつきましては、1章が1条ずつになっております。9章の市民参加推進会議の規定が19条から23条まで。10章の委任規定の24条になっております。

資料の右端につきましては、この条例の細かい部分につきましてはの施行規則がありますので、条例と施行規則の関係につきまして、一番右端を見ていただきたいと思います。

それでは、こちらの青いほうの手引の1ページをお開きいただきたいと思います。1ページにつきましては、前文ということで、条例の趣旨につきまして前文の中で規定しております。

3ページ、これが第1条となります。目的を定めておりまして、多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市民の市政への参加及び協働について定めるものでございます。

4ページ、第2条でございます。定義が載っております、1号から4号までございます。特に、後で資料が出てきますので、3号の附属機関等というところを見ていただきたいと思います。その規定ですと、地方自治法138条の4、第3項の規定によりまして、法律、もしくは条例の定めるところによって設置される附属機関、または市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関等をいうということで、法律、あるいは条例に定めている附属機関はこの附属機関です。法律、条例以外の根拠によって設置されているものがたくさんありますので、それら附属機関の等にあたるという事でございます。

6ページ、第3条、基本理念が書かれてございます。

7ページと8ページに4条と5条で、市の責務、あるいは市民の責務という規定もございません。

9ページ、10ページ、第2章の関係でございます。当然、市民と協働する意味では、市政情報の公開が大事だということですので、第6条で市の会議は原則として公開することになります。

7条には、会議録については公開をする規定が載っております。

第3章、附属機関等についての規定が8条から13条までございます。特に、12ページの9条をごらんください。第1項で附属機関等には原則として公募による委員を置かなければならないとなっております。

第3項で、公募委員の比率は、原則として30%以上とする。あるいは、4項で委員の構成は男女それぞれ偏りがないように配慮しなければならないという規定になってございます。本推進会議の場合は、男女委員の比率が12人中3人の委員が女性委員ですから、約17%ということで、目標値からは低い状況になってございます。

13ページ、10条、14ページ、11条でございます。

15ページの12条を見ていただきたいと思います。市民参加ということで、なるべく多くの市民の方に附属機関の委員になっていただきたいということで、附属機関等の兼任の関係でございます。1項では、2つまで兼任ができるということです。臨時的なものについては、もう一つ兼ねることができます。

委員の任期につきましては、長くても原則として3期までとなります。委員の中には専門的なものもございますので、その場合につきましては3期を超えても委員になれる規定でございます。

16ページをおあげください。第13条が附属機関等から答申があったときには、その答申を尊重するという規定になります。

17ページからにつきましては、1章、1条立てになってございます。14条が17ページ、18ページの15条、市民の提言制度で、パブリックコメントにつきまして規定がございまして。

19ページは16条で、市民投票について規定してございます。

23ページ、おあげください。23ページからは今日の推進会議設置の規定、役割、あるいは委員の構成、任期につきまして、19条から23条まで定めがございまして。

後ろにありますけれども、37ページをおあげください。37ページから条例の施行につきまして、必要な事項の定め、施行規則が載っております。なお、一部改正を行っておりますので、最新の施行規則は資料1のとおりになってございます。後ほど参照いただければと思います。

42ページからは、会議は公開とありますので、傍聴要領を定めてございます。

45ページからは、公募委員を30%以上ということですので、その選考に当たりまして選考基準を定めてございます。モデルの基準でございまして。ですから、公募委員を選考する場合につきましては、モデル基準に従いまして、それぞれの課で選考基準をつくりまして。その説明が45ページから最後の51ページまで書かれております。

雑駁ではございますが、以上で概略ということで、説明を終わりたいと思います。以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。この青い冊子は既に見られた方もいるかも知れませんが、あるいは今日初めて見る方もおられると思います。今、とりあえず駆け足で概要をお

話しいただいたので、まだこれではなかなかわかりにくかったかも知れませんが、今の限りで皆様で何か気がついた点など質問等ありましたら、少し時間をとりたいと思います。ご質問等いかがでしょうか。

それでは、私から一つ、今までの事例からお聞きしたいのですが、男性と女性の比率ですが、1回目、2回目は大体何人ぐらいの割合なんですか。二、三人ぐらいはおられたでしょうね。今回が増えたということ。

◎伊藤担当部長 増えてないです。

◎坪郷委員長 増えてない。変わらないでしょうね。できればもっと増やしたほうがいいのが条例の趣旨ですね。できるだけ男女比も半分ずつぐらい。

ご質問等、ほかにはいかがでしょうか。

◎伊藤担当部長 市の中には50個以上の附属機関がございます。次回のときに市全体の附属機関の一覧表をお配りしまして、今お話がございました男女比等につきまして、一覧表にしてお示ししたいと思いますので、よろしくお願ひします。

◎坪郷委員長 はい。では、お願ひいたします。

それでは、本日は時間の関係もありますので、条文の内容等については十分お読みいただき、ご質問がある場合には後日直接事務局に問い合わせをしていただいても結構ですし、また、この推進会議の場でも皆さんからのご質問を受けて、条例についての議論をしたいと思いますので、これから議論しますので、ぜひいろいろと条文の内容等についてはご検討いただければと思います。

それでは、次の議題に進ませていただきます。それで、市民参加推進会議も大もとの市民参加条例についてご説明をいただきまして、その後、議題の(4)ですが、推進会議の運営等について幾つか決めないといけない部分があります。運営に関しては、まずは、最初に会議録の作成の基本方針を委員会の会議で決めて記録をしていくということですので、まずは、会議録作成の基本方針についてご協議をお願いしたいと思います。

これについても、条例等にも説明がありますので、事務局からご説明をお願いします。

◎天野企画政策課長 この推進会議の運営につきまして、何点かのご確認をお願いしたいと思います。この推進会議も含めまして、附属機関等の会議は公開となり、会議録も公開することとなります。手引の37ページの施行規則を見ていただきたいと思います。

5条、6条でございます。ここに会議録作成の基本方針、あるいは会議録記載事項がございます。会議録は市役所の6階にあります情報公開コーナー、あるいは議会図書室、図書館で公開いたします。6条のところ、会議録につきましてはこういったものを載せるということが決まっておりますが、その中の11号です。発言内容・発言者名につきましても会議録に記載することになります。ただ、それをどういった形で記載するかが第5条の関係であります。5条ではその載せ方について、1号といたしまして全文記録、これは名前と発言したとおり表記することでございます。

2号につきましては、発言者ごとの要点記録で、発言者名は載せませんが、その内容につきましては要点で載せるということでございます。

3号は会議内容の要点記録で、会議全体を要点で記録するという3つの基本方針がございます。これにつきまして、附属機関等に諮って決めることになるわけでございます。委員の中でこういった形にするかを決めていただきたいと思いますと思ってございます。

なお、第1期の場合は1号の全文記録で会議録を作成いたしました。第2期の場合は、全文記録を作成後、事務局において発言者名を除く要点記録を作成し、公表しております。できれば、第1期同様の全文記録による会議録を作成させていただきたいと思っております。そのための委託等による予算措置は行っているところでございます。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。今のご説明にありましたように、手引の37ページの市民参加条例の施行規則の5条に(1)全文記録、(2)発言者の発言内容ごとの要点記録、(3)会議内容の要点記録の3つの会議録の作り方があるわけですが、第1期、第2期はそれぞれの会議で、委員で決めて、それに従って会議録を作成して、こういう点では市民に公表されるべきものですので公表するという形になっておりますが、まず、皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

◎持永委員 3つとも記録に残すというのは大変だと思うのです。第1期の場合は全文記録で、第1期の記録も私は読ませてもらったのですけれども、何せ膨大で、しかも1回1回の議論の内容がよくつかめない。人の話だけを追っかけていると。何が提案されて何が決まったのか、もう全然わからない。だから全文記録だけを、要するにこのやり取り、全文を記録して、それを閲覧する。非常に読む人にとって辛い感じがしました。

3番目も、会議内容の要点記録は非常にわかりやすい。これも事務局の方が大変苦労されるのじゃないかと思うのですが、いずれにしても公開の前には私たちの手に渡ってきますのでチェックができるということでございますので、各拠点に置いておく記録は会議内容の要点記録でよろしいのじゃないかと。それをもっと深く知りたいという市民の方々、あるいはいろいろな方々がいれば、全文記録も置いてあるところ事務局だと思うのですが事務局へ行ってそれを見せてもらうという2つの方法が私はよろしいのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎坪郷委員長 今、ご意見をいただきまして、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

◎須内委員 ここには次に掲げる会議録の作成方法の中から選択するとありますが、幾つ選んでも構わないということでしょうか。

◎坪郷委員長 どうですか。全文記録は記録として少なくともどこかには置いておく必要がありますよね。テープの形なのか、文章で起こしたものであったりして、いずれにしても全文記録は必要です。その上で、2回目、2期のときにはその全文記録を元にして会議内容の要点記

録を公表したいということでしょうか。

◎伊藤担当部長 2期のときは、今、須内委員もおっしゃったのですけれども、(2)の発言者ごとの要点記録、ただ、発言者名は載せておりませんので、2号と3号のミックスの形で、ひとまず全文記録をつくらせていただいて校正もしていただきました。その後、事務局で発言者ごとの要点記録にまとめまして、最後、委員の方に校正をしていただいて、ホームページ、あるいは図書室に置くとか、情報公開コーナーに置く等については、2号と3号のミックスの発言者名が載らない形の要点記録で公開をしております、全文記録について、開示の請求があれば出しますけれども、本来ですと、全文記録もありますと載せておいたほうがいいのかもできませんが、とりあえず、公開用としては2号と。

◎坪郷委員長 2号の形ですね。

◎伊藤担当部長 ただ、発言者名は載っておりません。

◎持永委員 でしたら2号で……。

◎坪郷委員長 親切ですね。発言者名を載せるか載せないかという選択肢はあるでしょうけれども、会議録としてはだれがどういう発言をしたかが、要約にしても形として残ったほうが議論の流れはよくわかると思うのです。要点記録になってしまいますと、結論だけになるので、少なくとも(2)の形のものがいいかと思うのです。

今言われたように、全文記録のみとするのか、全文記録の上で、(2)の形を常時市民が……、いつでも市役所に置かれているわけですね。市役所の1階にありましたか。

◎伊藤担当部長 会議録自体は情報公開コーナー。

◎坪郷委員長 情報公開コーナー、6階ですか。

◎伊藤担当部長 はい。

◎坪郷委員長 6階には常時置かれていて、市民もそこに行けば見られるという状態ですが。

◎伊藤担当部長 あとホームページが……。

◎坪郷委員長 ホームページもあるわけですね。

◎伊藤担当部長 はい。

◎持永委員 わかりました。僕は3番目だと思ったのですけれども、ミックスだったんですね。発言内容ごとの要点ということで私としては2期がやられた発表の仕方が一番わかりやすいと思いましたので、そのことを申し上げたのですけれども。

◎伊藤担当部長 この3つのうちからどれかと、先ほどの質問のあれですとどれかなんでしょけれども、せつかく全文記録もつくりまますので、全文記録が見たいという方もいらっしゃると思いますので、両方載せることもできないことはないと思いますけれども。

◎坪郷委員長 それは情報公開をすれば出すというのと……。

◎伊藤担当部長 常時情報揭示をするという。

◎坪郷委員長 ということですね。

◎伊藤担当部長　ということでよければ、2つ載せてしまうこともできないことはないと思いますが、前期のときは発言者名は載せないほうが良いという話で、発言者名は載せておりません。開示請求があったときだけ全文記録を出すという形で考えてきました。

◎坪郷委員長　いかがでしょうか。

◎持永委員　そうすると、全文記録も図書館とかそういうところに置くということですか。

◎伊藤担当部長　もし2つやればですね。

◎坪郷委員長　置くことも可能だということですね。

◎持永委員　そうですね。それでもいいのかな。

◎坪郷委員長　全文記録と(2)の形のものであれば、(2)をまず見て、さらに全文が見たければ全文記録に行く。運営憲章になるようなものがあれば、必要があっても構わないですよ。

◎持永委員　見る人、いるんですかね。

◎坪郷委員長　多くの市議会でも会議録と概要版と大体2つつくって、ホームページ上で公表されたりもしていますね。

結論がわかりにくい点は、結論に当たる部分は、冒頭か最後にどこかに結論、文章をまとめてすぐ見られるような工夫ができればと思うのですが、今の選択肢としましては、(1)の全文記録と(2)の発言内容ごとの要点記録の2つを市役所の情報コーナーに常時閲覧できるような形にするのが1つの案です。

2期目の方法は、(2)の状態、発言者がいない状態で、(2)が情報公開コーナーにあって、全文記録は事務局に保存されてあるので、すぐに見られる状態ではない。そういう違いがある。2つの方法が今出ています。

◎持永委員　作業としては変わらないわけですね。予算はかかりますでしょう。

◎伊藤担当部長　全文記録については、業者委託の委託料をとっていますので、それはすぐできますけれども、要点記録をつくる場合は、全文記録から抜き出してきて全部の記録をつくらなければいけないので、おそらく作業量が出ます。ですから、第2期のようなものではなくて、3号の全体の要点のようなものを全文記録の前の部分にくっつけるというのですか。資料としてつけることは可能です。

◎持永委員　3期らしいやり方ですね。

◎坪郷委員長　そうすると、今、事務局から示唆があったのは、全文記録を基本とする。ただ、冒頭に会議内容の要点記録をつけて、まずそこを見れば全体の流れがわかるというやり方もあるということですが。

(「それがいいです」の声あり)

◎坪郷委員長　賛成がありましたので、事務局では、あるいは、冒頭の要点記録の部分の作成の手間暇がもちろんかかりますので、それをお願いしなければならないのですが、可能でしょうか。よろしいでしょうか。



◎伊藤担当部長 2期よりは楽かと。

◎坪郷委員長 それでは基本は全文記録を公開するという事で、冒頭には会議内容の要点記録を付して、できるだけ流れがまずわかるように。情報公開も、どういう情報なのかという内容がまずわからないと使えないものですから、そういうほうが皆さんのご議論の結果としては利用しやすいのではないかと思いますので、そういうものにしたいと思います。

事務局にはお仕事が増えたという事ですが、よろしく願いいたします。全文記録について、全文記録の場合の委員の確認作業をしておりますので、それについて事務局で詳細を説明していただきましょうか。

◎天野企画政策課長 具体的な会議録の調整についてご説明いたします。今、お話があったような形で対応したいと思います。

まず、全文の会議録(案)ができ次第、各委員さんに送付いたしまして、ご自分の発言の部分につきましては校正等をお願いします。その後、委員長に会議録確定につき一任をお願いすると。そしてその後、今お話が出た、要点の部分も一緒に確認していただくと。最終的には、委員長に一任を受けまして、確定しましたら、ホームページ、情報公開コーナー等への設置といった手続をとらせていただく形になります。

以上です。

◎坪郷委員長 今の具体的な会議録の作成が手順になります。これについてご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、運営の関係のものとしては、次に推進会議の開催時刻等でしょうか。次はこれについて決めたいと思います。これも事務局から。

◎天野企画政策課長 本日の会議につきましては、平日の午後3時ということでお集まりいただきまして、1回目を開かせていただいたところでございます。今後につきましては、開催時刻、開催の曜日につきましてはご協議いただきたいと思います。ちなみに第1期、第2期は平日のおおむね午後6時から開催していたところでございます。なお、審議時間はおおむね2時間を予定してございます。なお、本日、会場の都合がございまして、できましたら、2時45分ごろを目途にお願いしたいと思っております。

以上です。

◎坪郷委員長 それでは、皆さんのご都合で何曜日がいいかということと、従来は平日の午後6時からやっておりますので、その6時から2時間としますと8時といった時間になるわけですが、時間帯についてもそれで皆さん、ご都合はいいかどうかです。

まず、曜日と時間帯は関係があるかもわかりませんが、皆さんで何曜日がいい、あるいは何曜日はだめだというのを、まず、ご都合を個別にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(開催曜日、時刻について協議)

◎坪郷委員長 金曜日、ご都合の悪い方、おられますか。週末で皆さん悪いけれども、事務局、

金曜日はどうですか。いかがでしょう。よろしいでしょうか。じゃあ、金曜日の開催時刻としては6時からジャスト。金曜日にお願いしますと。これでいいですね。よろしくお願いいたします。

それで次回の具体的な開催日時等は後ほど具体的に決めたいと思います。

その次は、これから市民参加推進会議で実質的な審議をしていくわけですが、今日一番最初の実質的な審議に入っていくことになるかと思えます。市民参加条例運用状況などという(5)の議題、皆さんのほうで1枚ペラで(5)の市民参加条例運用状況などについてというところに行きたいと思えます。これについては、市民参加推進会議の従来会議で挙がっていました検討事項があるということです。

さらに、あわせて、先ほどの、稲葉市長からの諮問書は、具体的にどういうふうにするのかはもうちょっと説明いただかないと、諮問が何だったのかというのはわかりにくいのではないかと思いますので、そのあたりお願いします。

◎伊藤担当部長 申されましたように、前期からの申し送り事項ということで、資料3をお配りしております。ただ、先ほど市長から諮問書ということで、検討してほしいということで、諮問を受けておりますので、検討事項について決めてやるよりも、最初には諮問をやっていただくようになりますので、諮問の概要ということで若干説明をさせていただきます。

資料4について説明をさせていただきます。字が小さくて申しわけないのですが、見ていただきたいと思えます。皆さんもご存じのことと思えますが、今年の1月ですが、選挙権を有する方の11%に当たります1万252人の市民の方から、市役所の建設場所について住民投票を行うことの条例制定について直接請求がございました。1月22日に開催された市議会の臨時会において、賛成が10、反対11で、その条例制定については否決となりました。その関係もございまして、2月から開催されました市議会の定例会におきまして、議員提案ということで、先ほどご説明しました市民参加条例第16条なのですが、市民投票に関する条文がございまして。

一部改正されまして、常設型で住民投票を行うという規定を加えまして、議会が関与しないで住民投票を行うことができるという条例の改正が、3月4日でございますが行われました。それに対して、市長から異議があるということで、再議という形になりまして、3月13日に臨時会を開きまして、再議しますと、3分の2以上が再度賛成をしないと、その条例が可決されたことになりません。3分の2の賛成が得られず、一部改正自体は否決されましたけれども、再度、今度は議会が全会派一致しまして、お手元の資料4、新旧対照表のような形で一部改正の条例が可決されました。

この内容について、前期の市民参加推進会議の中での住民投票のことについては、審議をしていただきましたし、内容自体が市民参加条例の一部改正なので、本日、諮問をしまして、このことについて、市民参加推進会議のほうで、どのようにお考えになるかということで検討をいただいて、提言をいただきたいということで、諮問をしております。

それでは、改正の内容につきまして説明をいたしますので、資料4の1ページを見ていただきたいと思います。左側が改正をされた条項になります。それから、右側の部分が改正前の条文になります。それで、右側のところの改正前ですが、16条が1条だけあったわけですが、市民投票につきましては、そこに書いてありますように、「市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる」ということで、この1条だけでございましたけれども、資料のように17条から23条までを追加しまして、条例改正が行われております。

それと、改正後の17条でございますが、投票資格者ということで、市民投票について、投票資格者は18歳以上の住民基本台帳の登録者、それから外国人ということにしております。

それから、2ページの18条です。1項で、投票資格者、ですから先ほど申し上げました18歳以上の住民基本台帳の方と外国の方でございますが、「投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる」という定めになっております。ですので、投票資格者の13%以上の方から請求があれば、3項のところでございますが、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない」ということになります。それで、3月3日の段階で可決をされておりました再議にかける条例の改正案では、資料の5なんですけれども、そのときには、必要な署名数は10分の1以上ということで、10%以上ということでしたが、最終的なものは、3ポイント必要な署名数を引き上げまして、13%以上の署名数があればできるということになります。

それから、同じく18条の3項ですが、市民投票の対象事項としない事項について書かれております。

3ページをごらんいただきたいと思います。3ページでは、19条で市民投票をいつやるのかという期日のこと。それから20条で、市民投票を実施するときの情報提供。それから21条で、再発議です。再び同じようなことで住民投票をするかどうかということについての制限の規定があります。それから22条ですが、投票結果の尊重ということで、「市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない」ということで、投票結果の尊重ということでございます。それから、23条が規則への委任の条項でございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。4ページのところが、本日の諮問書のところで出てくる付則の2項でございますが、見出しの部分で「市民投票に関する条例の制定に向けた準備」としまして、ここに書かれておりますように、「市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする」と定めております。議員提案という権限の中で、議員さんのほうが、市民参加条例の一部改正ということで、ひとまず提案説明の中では過渡的、補足的に対応したいということございまして、この付則が追加

をして盛り込まれたのではないかと考えております。市民参加条例の運用状況を審査するという市民参加推進会議の役割がございますので、諮問をさせていただいて、このことについて審議をしていただきまして、一定の提言をいただきたいなと考えております。

それから、この改正条例につきましては、最後のところで、付則でございますが施行期日が書かれておまして、今年の9月1日からこの改正条例は施行することになります。

それでは、資料5を見ていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、再議によりまして、可決をされてまた否決をされた議員案第2号というものでございます。これは3月3日の日に可決をされた議員案でございます。

それから、資料の6をごらんいただきたいと思います。この資料6につきましては、議員案の第2号に対する修正案というものでございまして、2号の議員案が出た段階で、2号を修正する修正案も出ております。この修正案は否決をされております。

それから、資料7でございます。資料7につきましては、資料5が可決されたことについて、市長のほうで異議があるということで、再議に付しましたので、そのときの再議書でございます。資料の5、6、7につきましては、審議の参考にしていただければと思います。諮問の内容といたしますか、諮問に至る条例の改正の部分につきまして、雑駁でございますが、ご説明させていただきました。

◎坪郷委員長 はい。ありがとうございました。この資料について、市長の諮問書の内容についてご説明いただいたわけですが、資料4は、市議会で議員提案の修正、議員全員による修正案ですよ。その中の付則の2項に、「市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする」というのが入ったので、この条例が施行されるのを受けて市長は諮問をしたということになりますか。あるいは、この条例がやっぱり可決されたので、市長が諮問したということで、理解してよろしいですか。

◎持永委員 要するに、この会議で承認しろということなの？ これ、何を我々がいじればいいのか？

◎坪郷委員長 場合によっては、例えば具体的にどうかというのは、これは可能性の1つですが、市民参加推進条例の中に、市民投票を書き込むよりも、むしろ市民投票条例のような新しいものをつくったほうがいいのではないかという提案をするというのが、例えば選択肢なんですか。あるいは、このままでいいという結論なのか。そういうことを審議すればいいということでしょうか。

◎持永委員 これは市民参加推進会議……、推進会議委員がいないときに決まったんですよ。推進会議の委員としては、この市民参加条例を留守中にいじられたということで、推進会議委員としては非常に憤慨しているというか、納得いかないという条例なんです。だから、この推進会議で小金井市民の利害を伴う、しかも最高の条例です、市民が二分するかどうかの重大な条例です。これは地方自治法で議員提案で決まったと、これはいたし方ないことなんです、それでも、どうもパフォーマンスが半分以上あるんじゃないかという気がしてしょうがないん

です。選挙を控えて少しでも市民に対して党としてのアピールをしようということで署名運動を始めて、それでこれだけの人数が集まったと、市役所を移動しろということに見えてしょうがないんです。だから、大多数の市民としては、こんなことやってもらいたくないんですよ。私としてはそう思うんです。

だから、今、委員長がおっしゃったように、市民参加条例の中で処理してもらいたくない。あくまでも議員提案でもって処理してもらいたい。要するに、小金井市常設住民投票条例ということで残してもらえば、我々は関係ないです。我々が、それを市民参加条例の中に入れたら我々が責任をとらなきゃならない。要するに、諮問しろというんですから、こうなったぞ、わかったかという感じでお知らせしてくれるんならいいけど、どう思いますかといって来たんだったら、私はそれをはねつけます。

◎坪郷委員長 提言を求めますですから、事務局のご説明がありましたが、この市長の諮問書というものを我々がどう理解をして、どういう結論を出そうかということは、ちょっと論点整理をしながらやらないと、何が具体的課題かというのは、ちょっと今の時点では確定をできないと思います。これについては、今後、議論をした上で我々がどのようなまとめをするのか、提言書をまとめるのかどうかということを審議したいと思います。

◎持永委員 賛成です。

◎坪郷委員長 その前段を見て、確認をさせていただきたいのですが、前回からの市民参加推進会議の課題が幾つか上がってしまっていて、それが資料3にあります。これについてはまだ説明をしていただいているのですが、資料3に前期の推進会議から申し送られた検討事項があります。これを第3期の推進会議として、この議題についてはどういうふうにするのかというのは約束どおりきちっと検討していかなければならないわけですが、まずは、今日の第1回目のときに市長から諮問書が出されましたので、我々の会議としては、まずは市長の諮問書をめぐって議論をして、そちらで結論をまず出す。その上で、第3期の市民参加推進会議としてはさらにどういう課題に取り組むのかというのは、前期までの活動を踏まえて審議をしていくというのが1つの方法ですが、それでよろしいですか。

市長からは諮問書が出ていますので、これについて、やはり何らかの我々の意見をまとめるという必要はあると思いますので、ただ、先ほど言いましたように議論の整理も含めてやる必要があるかと思いますが、そちらを先行して、我々の課題、審議事項にして、その後に前期から申し送られた検討事項についていくということでもよろしいでしょうか。その辺、いかがでしょうか。

◎持永委員 今日、こういう課題が出るとは思わなかった。しかも、この条例改正案を見たのは初めてですよ、読んでないです。それで答申しろというのは無理です。だから、これを我々が今日来る前に送っていただいて、意見を持って集まってくださいというのならまだいいけれども、今いきなり見せられてどうだと言われても困ります。だから、これはじっくりやって、2年ぐらいかけて、それで答申しますよ、これは重大な問題です。

◎坪郷委員長 今、持永さんのほうからご意見をいただきました。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

◎本多委員 それでは、一応市民投票制度については、議員案の市民参加条例の一部改正で、市民参加条例の中にも市民投票条例という項目はありましたが、市民投票制度を盛り込まれたということです。長としましては異議があるということで、資料7にも再議書というのがあります。市長の考え方としましては、ここに再議の理由ということで、1番から4番までということで考え方を書いてあります。市民投票制度についての見解、これについてはいろいろ常設型、個別型とありますが、そういったことについては慎重に対応して、市民や学識経験者も参加していただきながら、慎重に検討していただきたいというような形です。

それで、最後のほうの今後の方針についてというところも、市民の意思を十分に反映させるような効果的な手段の一つとして、市民投票制度を具体的に創設するために、市民参加推進会議における検討を含めて構築をしていただきたいということで、市長の考え方を述べられています。ですから、今回、急に資料が出てきたところですので、長のほうも市民投票制度については否定しているわけじゃありませんので、その辺もちょっとじっくり議論していただいて…。

◎持永委員 ということは、仮に自治基本条例を将来的に考えているということもあるでしょうけれども、その中に入れるということもできる？そういうことも考えられるんですね。

◎本多委員 今回、市民参加条例の一部改正ですので、そこに市民投票条例のことが入っていますので、本来でしたら、条例の中に一定、決めた方がいいのではないかとということもあるんですけども、そこを規則のほうにゆだねている場合もありまして、ちょっと無理があるということもあります。やっぱりそこは別個の条例をつくったほうがいいのではないかとということもありますので、そういった意味もありまして、議員案でも付則のところの第2項でそういった項目がありましたので、市長のほうもそれについて諮問したという経過があります。

◎坪郷委員長 議会というのは条例を審議し可決するところですので、市長が条例提案をしてもいいし、議会が条例提案をしてもいい、市民が直接提案をしてもいいという3つの流れはあると思うんです。まだその準備は、小金井市では全部整ってはいないということもありますし、今、全国的に各自治体でもそういう条例をつくるに当たっての3つの流れというのはいろいろな動きがあると思いますので、そういうものも見ながら、できれば審議をしていければと思っています。

それで、今日のところは今ご発言がありましたように、議会で決まった市民参加条例の改定案、これについても資料は今日、皆さん初めて見られたと思うので、対照表はありますが、さっと見てもよくわからないんです。どうなったのかというのが。これはよく検討してみる必要があると思いますので、それでご提案がありましたように、できるだけ事前にわかっている資料については事前配付をして、十分に事前に検討するというのを、できれば原則にしたいと思います。事務局のほうにはちょっといろいろお手数をかけますが、事前に準備ができるもの

は、資料をできるだけ事前にお送りをして審議に備えるというようなことで、できればやりたいと思います。

そうしますと、今日の時点ではそのあたりの議論にとどめてよろしいでしょうか。まだご発言されてない方で、ありましたら。

よろしいでしょうか。諮問書をめぐっての点では。今日はこのあたりで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

◎須内委員 改正条例は今年の9月1日から施行されるということは決まったと。

◎本多委員 議員案で、議会で議決されていますので。

◎須内委員 議決されていると。

◎本多委員 そうですね。21年9月1日施行。それで細かいこと、条例ができましたので、あとは施行規則です。それもあわせてつくるということになります。

◎須内委員 個人的な興味なんですけれども、投票権の13%を集めるというのは、簡単なことなんでしょうか。

◎持永委員 何人ぐらい？

◎伊藤担当部長 ざっとでございますが、1万2,000人ぐらい。

◎須内委員 1万2,000人。

◎伊藤担当部長 ですから、1月のときの直接請求ですけれども、議会の審議の中でも集めるのがかなり大変だったということでございますが、1万252人の方が、11%に当たるわけですが、その方が直接請求になったということなので、13%は集められない数ではないかと私どもとしては思っております。1万2,000人ぐらいになると思います。

◎持永委員 じゃあ、それをやらないほうがいいという人が1万3,000人ぐらい集まったらできないね。

◎伊藤担当部長 それはない……。ないほうがいいと。13%以上出てきますと、やらなきゃいけないとなる。

◎金子委員 ちょっといいですか。

◎坪郷委員長 はい、どうぞ。

◎金子委員 この公募委員応募のときにいただいたこの資料に、前回までの13回、14回、15回、17回、ここに議題として市民投票ということが討議されたと上がっているんですが、それは今見せていただいた改正とは全く関係ないことですか。

◎持永委員 関係なくなっちゃったんです。

◎伊藤担当部長 今、金子委員がおっしゃいましたように、前期の第2期るとき、持永委員は参加されておりますけれども、4回ぐらいにわたりまして、市民投票についてどうですかということで審議をしていただきました。それで、最終的な、4回目のときのまとめでは現行の条例のままでいいということで一定まとまっております。ですから、第2期の委員さんの中では、

今回のような議員提案のことについてはちょっと想像もできなかつたと。

◎持永委員 随分具体的にやったんですね。

◎坪郷委員長 そのときの審議の概要についても、我々も情報を共有しながらやったほうがいいということですね。わかりました。ほかの方はよろしいでしょうか。

それでは、この件は次回の議題として考えるということにしたいと思いますので、今日はここで打ち切らせていただきます。

それで、この市民投票の諮問書等に関係をしまして、次回までに事務局で資料を用意いただくものがあれば、皆さんからご提案をいただいて、できるだけ事前に郵送できるようにしたいと思いますが、今、幾つか出たのは、資料として、2期の審議の概要ですね。あるいは、そのときに、市民投票条例については、ほかの自治体の実例とかも審議をされたんですか。

◎持永委員 しました。

◎坪郷委員長 それを見れば、大体その当時の審議状況はわかります。皆さんのほうで、今じゃなくても大丈夫ですね。こういう資料をもしというのがあれば、事務局にご連絡いただいて。今すぐに、ちょっと聞かれたという方もおられると思いますので、これから我々が市民投票に関連して審議をするに当たって必要な資料というものが、皆さんお気づきになりましたら、事務局のほうに事前に申し出ただけであれば、できるだけ準備をしたいということですので、その辺はよろしく願いいたします。

あとは、それで大体よろしいでしょうか。

それから、次回の推進会議の開催の日程、これは具体的に何日ということを決めたいと思いますが、これについては事務局のほうで従来の日程の立て方とか、その辺何かありましたら。

◎天野企画政策課長 事務局から申し上げます。平成21年度、今年度です、予算措置が4回開催分となってございます。ですから、事務局といたしましては、今日、本日5月、それからあと3回は、7月、11月、2月ごろの開催ということを考えているところでございます。

◎坪郷委員長 次は、具体的に日にちを決めますということで、一時休憩をしまして、そこで日程調整をしたいと思います。

(休憩)

(再開)

◎坪郷委員長 それでは、ここで再開をします。

それで、次回は7月17日金曜日、午後6時から8時までということで開催をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、以上にしたいと思います。本日の議事は、これですべて終了いたしました。委員さんのほうから、特に何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

◎森実委員 次回の具体的な資料というのは、事前にいただくという認識でよろしいんですか。

◎坪郷委員長 はい。事前にお送りいただくということで。ですから、市民投票に関係をした、



例えば第2期の推進会議での市民投票に関する議事の概要ということですね。あるいは関連をした資料等を事務局でまとめていただいて、事前にお送りいただくということにしたいと思います。じゃあ、よろしいでしょうか。

それでは、どうも、今日はありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(午後4時45分閉会)

## 小金井市市民参加条例施行規則 平成16年3月4日規則第6号

改正 平成17年2月18日規則第4号 平成19年3月30日規則第29号  
平成19年9月20日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

第2条 条例第6条第1項に規定する市の会議とは、条例第2条第3号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

第3条 条例第6条第2項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第5条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

第4条 条例第6条第3項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第5条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

(重要政策)

第8条 条例第8条に規定する附属機関等が審議する市の重要政策とは、小金井市基本構想に掲げられている政策等をいう。

(公募委員)

第9条 条例第9条に規定する公募委員になることができる者は、原則として応募時に18歳以上であ

って、市内在住、在勤又は在学のものとする。

(公募の周知)

第10条 市長は、公募委員を募集する場合は、附属機関等の設置の趣旨、目的、所掌事項等を明確にした上で、市報等により市民に周知し、幅広く市民の参加が得られるよう配慮するものとする。

(公募委員の選考方法及び公表)

第11条 市長は、条例第10条の規定に基づく公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会における公募委員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択するものとする。

- (1) 論文、作文等による選考
- (2) 面接選考
- (3) 書類審査
- (4) 抽選

3 前項の選考方法は、あらかじめ募集又は選考に係る要領等を策定の上公表し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。

4 選考結果については、これを応募者に通知するとともに、市報等によりその結果及び理由を公表するものとする。

(公募委員が定員に満たない場合等の取扱い)

第12条 前条の規定にかかわらず、公募委員が定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任要請等により適切に対応するものとする。

(附属機関等の委員の選任結果の公表)

第13条 条例第11条に規定する附属機関等の委員の選任結果の公表は、選任した委員名、選任理由等を明記して市報等により行わなければならない。

(公表方法等)

第14条 条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。

追加〔平成19年規則36号〕

(意向調査の対象事項)

第15条 条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施に当たっては、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第19条に規定する市民参加推進会議に意見を求めるものとする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(意向調査の公表)

第16条 条例第14条第3項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(市民の提言制度の対象事項)

第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を求めるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の案
  - ア 市の基本的な制度を定める条例
  - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
  - ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等
- (3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

追加〔平成19年規則36号〕

(適用除外)

第18条 前条の規定にかかわらず、施策原案が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条の規定による市民の提言制度は、適用しない。

- (1) 迅速又は緊急に定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難なものであるとき。
  - (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるとき。
  - (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるとき。
  - (4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他市民の提言制度と同様の手続を行って定めるものであるとき。
  - (5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき定めるものであるとき。
  - (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるとき。
- 2 施策原案が前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第4項の規定を準用する。

追加〔平成19年規則36号〕

(事前の公表事項)

第19条 条例第15条第2項の規定に基づきあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の名称及び内容
  - (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
  - (3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間
  - (4) 意見を提示することができるものの範囲
  - (5) 提示された意見の扱い方
  - (6) 検討結果の公表予定時期
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項第2号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。
- 3 第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(意見の提示方法等)

第20条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。

- 2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあつては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。
- 3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(検討結果の公表)

第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の全文（提出された意見がなかった場合にあっては、その旨）
  - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。

## 資料1

3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。

4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(市民及び市民団体選出委員の資格)

第22条 条例第21条第1項第1号に規定する市民及び同項第2号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第12条第1項の規定を準用するものとする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(市職員選出委員)

第23条 条例第21条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。

(1) 企画財政部長

(2) 総務部長

追加〔平成17年規則4号〕，一部改正〔平成19年規則36号〕

(市民参加推進会議の運営)

第24条 市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

追加〔平成17年規則4号〕，一部改正〔平成19年規則29号・36号〕

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成17年規則4号・19年36号〕

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に設置されている附属機関等の会議録の扱いについては、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行後に設置される附属機関等の会議録は、情報公開コーナーに据え置くものとする。

付 則（平成17年2月18日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成17年1月27日から適用する。

付 則（平成19年3月30日規則第29号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年9月20日規則第36号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の答申等から適用する。

3 改正後の第17条から第21条までの規定は、この規則の施行の日以後に実施する市民の提言制度から適用する。

様式

(第6条関係)

## 小金井市市民参加条例等概要

NO. 1

章	章名	見出し	条	項	主な内容	関連する 施行規則 条項
1章	総則	目的	1条		市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市政への参加及び協働について定める。	
		定義	2条		①市民参加 ②協働 ③附属機関等 ④市民の提言制度	
		基本理念	3条	1項	市政に役立つ情報の共有	
				2項	互いの意見が平等に扱われ、あらゆる市民の意向に配慮し、異なる意見も尊重する。	
		市の責務	4条	1項	説明責任	
2項	応答責任					
3項	他の自治体等と共同又は協力して行う事業で市民生活に影響を与えるものへの適用					
市民の責務	5条		市民参加及び協働の目的を自覚し、市政運営が円滑に進むよう努める。			
2章	市政情報の公開	市の会議の公開	6条	1項	原則として公開する。	2条
				2項	非公開の会議は理由を明らかにする。	3条
				3項	非公開の会議の記録のうち非公開とするもの	4条
		情報公開手段の拡充	7条		①会議録の公開 ②広報紙等の拡充 ③情報公開施設の拡充 ④通信等情報伝達手段の充実	5条 6条 7条
3章	附属機関等への市民参加	附属機関等の設置	8条		市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。	8条
		附属機関等の構成	9条	1項	公募委員を置かなければならない。	9条 10条
				2項	公募委員を置かない場合は理由を明らかにしなければならない。	
				3項	公募委員の比率は30%以上とする。	
				4項	男女それぞれに偏りが無いよう配慮する。	
		公募委員の選任等	10条	1項	公正な方法による公募委員の選任	11条
				2項	選考基準の公表、選考結果の公表	12条
		委員の選任等	11条		附属機関等の委員の選任結果の公表	13条
附属機関等の委員の兼任と任期	12条	1項	他の附属機関等の委員を2つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される委員は、そのほかに1つに限り兼ねることができる。			
		2項	委員の任期は3期までとする。			
附属機関等の答申の尊重	13条	1項	答申の尊重			
		2項	答申等がいかされない場合の理由の公表	14条		
4章	市民の意向調査	市民の意向調査	14条	1項	市政に係る重要な施策又は課題について、意向調査を実施する。	
				2項	市民は市に意向調査の実施を求めることができる。	15条
				3項	意向調査の目的・内容・対象者及び結果の処理方法についてあらかじめ公表しなければならない。	16条

## 小金井市市民参加条例等概要

NO. 2

章	章名	見出し	条	項	主な内容	関連する 施行規則 条項
5章	市民の提言制度	市民の 提言制度	15条	1項	市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。	17条 18条
				2項	市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容・意見の提示方法・提出先・提示された意見の扱い方についてあらかじめ公表しなければならない。	19条
				3項	多様な提言方法の保障	20条
				4項	意見の提示期間は1か月以上とする。	
				5項	提言制度の実施結果及びその扱いの公表	21条
6章	市民投票	市民投票	16条		別に条例で定める。	
7章	市民と市との 日常的な協働	市民と市との 日常的な協働	17条		留意事項 ①市民の知識及び技能の市政への活用 ②市民の情報の自主的提供、市の市民情報の積極的収集と市民との共有 ③市民相互の意見交換による市民間の意見調整	
8章	協働のための 活動拠点	活動拠点の 設置	18条	1項	日常的な協働のための拠点の設置	
				2項	活動拠点の運営等	
9章	市民参加 推進会議	市民参加推進 会議の設置	19条		設置の目的	
		推進会議の 役割	20条	1項	推進会議の役割 ①運用状況の審議 ②条例の見直し ③市長への提言	
				2項	提言及び市長の意見の公表	
		推進会議の 構成等	21条	1項	12人の委員で構成	22条・ 23条
				2項	公募委員	
				3項	正・副委員長の設置	
				4項	正・副委員長の任務	
		推進会議 委員の任期	22条	1項	任期2年・3期まで	
2項	補欠委員の任期					
推進会議の 運営	23条		推進会議の運営	24条		
10章	雑則	委任	24条		施行に関し必要事項の規則への委任	
	付則	施行期日	1項		規則に委ねる。	
		経過措置	2項		現に設置されている附属機関等の9条及び12条の適用除外	
		特別職の給与に 関する条例の 一部改正	3項		推進会議委員報酬の規定	

※第17条から第24条は、平成21年3月14日議員案第16号による一部改正前の条番号です。

市民参加推進会議の検討事項（案）

【前期推進会議から申し送られた検討事項】

- 1 市民参加条例第 18 条の活動拠点について
- 2 自治基本条例について
- 3 市民参加条例第 17 条の市民と市との日常的な協働について



小金井市市民参加条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>目次 前文 第1章 } 省略     { 第5章 } 第6章 市民投票 (第16条—第23条) 第7章 市民と市との日常的な協働 (第24条) 第8章 協働のための活動拠点 (第25条) 第9章 市民参加推進会議 (第26条—第30条) 第10章 雑則 (第31条) 付則     第6章 市民投票         (市民投票) 第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。</p> <p><u>(投票資格者)</u> 第17条 市民投票の投票権を有する者 (以下「投票資格者」という。) は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。</p> <p>(1) <u>年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日 (市に住所を移した者で住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日) から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されているもの</u></p> <p>(2) <u>年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法 (昭和27年法律第125号) 第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録され</u></p>	<p>目次 前文 第1章 } 省略     { 第5章 } 第6章 市民投票 (第16条) 第7章 市民と市との日常的な協働 (第17条) 第8章 協働のための活動拠点 (第18条) 第9章 市民参加推進会議 (第19条—第23条) 第10章 雑則 (第24条) 付則     第6章 市民投票         (市民投票) 第16条 市は、<u>別に条例で定めるところにより</u>、市政に関する市民投票を行うことができる。</p>	<p>条の繰下げによる目次の修正</p> <p>条の追加による修正 投票資格者の要件の追加</p>

ている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3か月以上経過しているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（市民からの請求による市民投票）

第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。

2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。

4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。

市民投票の実施に関する規定の追加

<p>5 <u>市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。</u></p> <p>6 <u>第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。</u></p>		
<p><u>(市民投票の期日)</u></p> <p>第19条 <u>市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。</u></p>		<p>市民投票の実施に関する規定の追加</p>
<p><u>(情報の提供)</u></p> <p>第20条 <u>市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。</u></p>		<p>同上</p>
<p><u>(請求の制限)</u></p> <p>第21条 <u>この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。</u></p> <p><u>(投票結果の尊重)</u></p>		<p>同上</p>
<p>第22条 <u>市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p>		<p>同上</p>
<p>第23条 <u>この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>		

<p>第7章 市民と市との日常的な協働</p> <p><u>第24条</u> 省略</p> <p>第8章 協働のための活動拠点</p> <p><u>第25条</u> 省略</p> <p>第9章 市民参加推進会議</p> <p><u>第26条</u> }  ( ) } 省略  <u>第30条</u> }</p> <p>第10章 雑則</p> <p><u>第31条</u> 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p><u>(市民投票に関する条例の制定に向けた準備)</u></p> <p><u>2 市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成21年9月1日から施行する。</p>	<p>第7章 市民と市との日常的な協働</p> <p><u>第17条</u> 省略</p> <p>第8章 協働のための活動拠点</p> <p><u>第18条</u> 省略</p> <p>第9章 市民参加推進会議</p> <p><u>第19条</u> }  ( ) } 省略  <u>第23条</u> }</p> <p>第10章 雑則</p> <p><u>第24条</u> 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>市民投票に関する条例の制定に向けた準備</p>
--	---	---

小金井市市民参加条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>目次 前文 第1章 } 省略  } 第5章 } 第6章 市民投票 (第16条—第20条) 第7章 市民と市との日常的な協働 (第21条) 第8章 協働のための活動拠点 (第22条) 第9章 市民参加推進会議 (第23条—第27条) 第10章 雑則 (第28条) 付則     第6章 市民投票         (市民投票) 第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。      (投票資格者) 第17条 市民投票の投票権を有する者 (以下「投票資格者」という。) は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。     (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日 (市に住所を移した者で住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日) から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されているもの     (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法 (昭和27年法律第125号) 第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録され</p>	<p>目次 前文 第1章 } 省略  } 第5章 } 第6章 市民投票 (第16条) 第7章 市民と市との日常的な協働 (第17条) 第8章 協働のための活動拠点 (第18条) 第9章 市民参加推進会議 (第19条—第23条) 第10章 雑則 (第24条) 付則     第6章 市民投票         (市民投票) 第16条 市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる。</p>	<p>条の繰下げによる目次の修正</p> <p>条の追加による修正</p> <p>投票資格者の要件の追加</p>

ている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3か月以上経過しているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（市民からの請求による市民投票）

第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市民投票の内容が重要であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。

3 市長は、前2項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を議会に提出するものとする。

4 市議会は、前3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。

5 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治

市民投票の実施に関する規定の追加

法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。  
(投票結果の尊重)  
第19条 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。  
(規則への委任)  
第20条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 市民と市との日常的な協働  
第21条 省略  
第8章 協働のための活動拠点  
第22条 省略  
第9章 市民参加推進会議  
第23条 } 省略  
} }  
第27条 }  
第10章 雑則  
第28条 省略

付 則  
この条例は、平成21年6月1日から施行する。

第7章 市民と市との日常的な協働  
第17条 省略  
第8章 協働のための活動拠点  
第18条 省略  
第9章 市民参加推進会議  
第19条 } 省略  
} }  
第23条 }  
第10章 雑則  
第24条 省略

条の繰下げ

議員案第2号小金井市市民参加条例の一部を改正する条例に対する修正案新旧対照表

修正案	議員案	備考
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 } 省略</p> <p>第5章 }</p> <p>第6章 市民投票 (第16条—第25条)</p> <p>第7章 市民と市との日常的な協働 (第26条)</p> <p>第8章 協働のための活動拠点 (第27条)</p> <p>第9章 市民参加推進会議 (第28条—第32条)</p> <p>第10章 雑則 (第33条)</p> <p>付則</p> <p>第6章 市民投票</p> <p>(市民投票)</p> <p>第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。</p> <p>(投票資格者)</p> <p>第17条 市民投票の投票権を有する者 (以下「投票資格者」という。) は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。</p> <p>(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日 (市に住所を移した者で住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日) から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されているもの</p> <p>(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法 (昭和27年法律第125号) 第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日 (同法第</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 } 省略</p> <p>第5章 }</p> <p>第6章 市民投票 (第16条—第20条)</p> <p>第7章 市民と市との日常的な協働 (第21条)</p> <p>第8章 協働のための活動拠点 (第22条)</p> <p>第9章 市民参加推進会議 (第23条—第27条)</p> <p>第10章 雑則 (第28条)</p> <p>付則</p> <p>第6章 市民投票</p> <p>(市民投票)</p> <p>第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。</p> <p>(投票資格者)</p> <p>第17条 市民投票の投票権を有する者 (以下「投票資格者」という。) は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。</p> <p>(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日 (市に住所を移した者で住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日) から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されているもの</p> <p>(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法 (昭和27年法律第125号) 第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日 (同法第</p>	<p>条の繰下げによる目次の修正</p>



<p>8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日) から引き続き3か月以上経過しているもの</p> <p>2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（市民からの請求による市民投票）</p> <p>第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の<u>6分の1以上</u>の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。</p> <p>2 <u>市政の重要事項とは、市が行う事務のうち、市民及び市の全体に重大な影響を及ぼす事案であって、市民の意思を直接問う必要があると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項は、除くものとする。</u></p> <p>(1) <u>市の権限に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>法令の規定に基づいて市民投票を行うことができる事項</u></p> <p>(3) <u>専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項</u></p> <p>(4) <u>市の組織、人事又は財務の事務に関する事項</u></p> <p>(5) <u>税、分担金、使用料、手数料その他市民が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが明らかに適当でないと認められる事項</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。</p>	<p>8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日) から引き続き3か月以上経過しているもの</p> <p>2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（市民からの請求による市民投票）</p> <p>第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の<u>10分の1以上</u>の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。<u>ただし、市民投票の内容が重要であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、</u></p>	<p>署名総数の増加</p> <p>項の追加</p> <p>市民投票に係る除外事項の追加</p> <p>引用条項の整備</p>
---	--	---

<p>4 市長は、<u>前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。</u></p> <p>5 市議会は、<u>第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。</u></p> <p>6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。</p> <p><u>(市民投票の形式)</u></p> <p>第19条 <u>前条第1項の規定により市民投票に付そうとする事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければならない。</u></p> <p><u>(市民投票の期日)</u></p> <p>第20条 市長は、<u>第18条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。</u></p> <p><u>(情報の提供)</u></p> <p>第21条 市長は、<u>市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を市民に対して提供するものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。</u></p> <p><u>(市民投票の成立要件等)</u></p> <p>第22条 <u>市民投票は、一の事案について投票した者の総数が当該市民</u></p>	<p><u>分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>前2項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を議会に提出するものとする。</u></p> <p>4 市議会は、<u>前3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。</u></p> <p>5 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。</p>	<p>用語及び引用条項の整備、項の繰下げ</p> <p>市民投票の形式を追加</p> <p>市民投票の期日を追加</p> <p>市民投票に係る情報の提供を追加</p> <p>市民投票の成立要件</p>
---	---	--

<p><u>投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合において、開票は行わない。</u></p> <p>(投票結果の尊重)</p> <p><u>第23条</u> 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(請求の制限)</p> <p><u>第24条</u> この条例による市民投票が実施された場合(第22条の規定により市民投票が成立しなかった場合を除く。)には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、<u>第18条第1項の規定による請求を行うことができない。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第25条</u> この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第7章 市民と市との日常的な協働</p> <p><u>第26条</u> 省略</p> <p>第8章 協働のための活動拠点</p> <p><u>第27条</u> 省略</p> <p>第9章 市民参加推進会議</p> <p><u>第28条</u> } 省略  {  <u>第32条</u> }</p> <p>第10章 雑則</p> <p><u>第33条</u> 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、<u>平成21年10月1日</u>から施行する。</p>	<p>(投票結果の尊重)</p> <p><u>第19条</u> 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第7章 市民と市との日常的な協働</p> <p><u>第21条</u> 省略</p> <p>第8章 協働のための活動拠点</p> <p><u>第22条</u> 省略</p> <p>第9章 市民参加推進会議</p> <p><u>第23条</u> } 省略  {  <u>第27条</u> }</p> <p>第10章 雑則</p> <p><u>第28条</u> 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、<u>平成21年6月1日</u>から施行する。</p>	<p>条の繰下げ及び用語の整備</p> <p>市民投票の請求に係る制限を追加</p> <p>条の繰下げ</p>
--	--	---

(写) 資料7

小総総発第152号

平成21年3月10日

小金井市議会議長

篠原ひろし様

小金井市長

稲葉孝彦

議員案第2号小金井市市民参加条例の一部を改正する条例に係る再議書

平成21年第1回小金井市議会定例会3月3日の会議で議決された議員案第2号  
小金井市市民参加条例の一部を改正する条例の議決については、別紙理由により異議  
があるので、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

## 別紙

### 再議の理由

#### 1 市民投票制度について

地方自治制度は、議会及び長による代表民主制を採用するものであるが、市民自らが投票によりその意思を直接表明するという市民投票制度は、住民自治、住民参加を推進していくための重要な制度であり、代表民主制の機能を補完する制度として評価するものである。

しかしながら、市民投票が実施されることにより課題の全てが解決されるとは言い難く、多様な市民参加制度の一つであることを踏まえて、目的、意義、効果、費用などを考慮した上で、常設型か個別型かの選択を含め、慎重な検討を要すべきものと認識している。

このことから、市民投票の制度化に当たっては、適正かつ円滑な運用を図るため、市民投票に付すべき事項及び発議に係る署名数、投票の形式など種々の検討すべき事項を精査し、安定した制度を構築することが不可欠であり、市民や学識経験者等も参加していただきながら、相当の時間をかけて議論を重ね、慎重に検討した上で導入されるべき制度である。

#### 2 平成21年3月3日に可決された議員案第2号小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という。）について

改正条例に規定された市民投票制度においても、前述のような慎重な検討が求められることは言うまでもなく、今回のこの議員案は、過渡的、補足的な対応として小金井市市民参加条例の一部を改正することにより、市民投票の実施を市長に義務付けたものと考ええる。

しかしながら、市民投票の実施に当たっては、市民、議会、行政も参加して制度を具体的に創設することが、代表民主制を補完し、活性化する制度として機能するための重要な意義をもつものである。このように、市民投票制度とは、地方自治の根幹たる代表民主制の補完的制度を構築するのであるから、市民投票に関する一体的なルール、すなわち市民投票制度の根幹をなす事項について定めるべきものであり、他自治体の常設型住民投票条例においても、通例、投票の形式、情報の提供、成立要件、再発議の制限期間等を規定していることから明らかで

ある。

また、改正条例に規定された具体的な内容をみても、何らの規定もなく、これら制度の根幹事項が規則に委ねられているが、そもそも、施行規則とは条例の施行のための手続規定を意味するのであるから、手続に関する事項以外の制度の根幹事項までも施行規則に委任することは、当該制度の重要性にかんがみれば、妥当性を欠くものと判断せざるを得ない。

### 3 施行期日について

仮に、施行することを想定した場合、改正条例の施行は、平成21年6月1日と規定されているが、当該重要な制度の施行であるにもかかわらず、公布後3か月弱の日数では、施行規則の改正及び市民投票の実施に係る整備作業に相応の時間を費やすことができないものである。さらに、当該規則に対するパブリック・コメントを含め市民への周知は、当該制度の重要性を考えれば極めて重要な課題であり、当該期間では全く不十分である。

### 4 今後の方針について

市民の自治意識の高揚を図り、議会や市長の市政に係る重要事項に関する意思決定過程に、市民の意思を十分に反映させるための効果的な手段の一つとして、本市における市民投票制度を具体的に創設するため、市民参加推進会議における検討を含め、制度の構築をしていくべきであると考えている。

小企企発第31号  
平成21年5月22日

小金井市市民参加推進会議委員長 様

小金井市長  
稲葉孝彦

### 諮 問 書

平成21年3月14日開催の平成21年第2回小金井市議会臨時会において、議員提案による小金井市市民参加条例の一部を改正する条例が全会一致で可決され、市民投票に関する条項が改正されました。

よって、下記について小金井市市民参加条例第20条の規定による提言を求めます。

### 記

- 1 小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）付則第2項について